政府短期証券	83,748,860,000
内訳	
外国為替資金証券	82,439,760,000
石油証券	1,194,100,000
食糧証券	115,000,000
合計	1,049,366,088,211

㈱　千円未満を切り捨ててある。

2．国有財産現在高

区分		数量単位	27年度末現在高	
			数量	価格（千円）
土地		平方メートル	87,647,665,619	17,708,779,680
立木竹	樹木	本	6,623,563	61,797,444
	立木	立方メートル	1,154,184,364	2,825,575,545
	竹	束	710,263	692,623
	計			2,888,065,614
建物	建面積	平方メートル	26,259,595	3,395,037,740
	延べ面積	平方メートル	58,563,207	
工作物				2,840,694,297
機械器具				0
船舶	汽船	隻 トン	989 221,942	216,798,864
	艦船	隻 トン	331 499,398	1,154,572,204
	雑船	隻	991	2,115,801
	計	隻	2,311	1,373,486,870
航空機		機	1,702	599,099,431
地上権等		平方メートル	2,862,142	873,643
特許権等		件	1,698,538	1,975,968
政府出資等				76,094,835,187
不動産の信託の受益権		件	3	195,352,824
合計				105,098,201,259

㈱　単位未満を切り捨ててある。

漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針の変更の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第６条の２第５項の規定に基づき、漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針の全部を平成29年３月24日付けで次のとおり変更したので、同条第６項において準用する同条第４項の規定に基づき、公表する。

平成29年４月12日　　農林水産大臣　山本　有二

漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針

序　文

四方を海に囲まれた日本は、太古から海の恩恵を享受し、沿岸地域を中心として経済活動が営まれ発展してきた。水産業は、水産物の安定供給という国民の食生活にとって不可欠な役割を果たすとともに、漁業地域の経済を支え、ひいては豊かな国民生活の基盤を支える重要な産業である。

漁港は、産業を支える社会基盤として、国民へ水産物を安定的に提供する役割を果たすとともに、漁港背後の漁村の住民の生命や財産の保全、国民の海洋性レクリエーションのニーズに対応した余暇空間の提供、更には災害時の救援物資の運搬拠点など多面的な機能を有している。

また、漁場は、水産物を供給する重要な機能を有しており、その整備を通じて、海洋の有するポテンシャルを活用し、水産資源の増殖を促すとともに、豊かな海洋環境の保全・創造に貢献している。

近年の水産業をめぐる情勢は、国際化の進展と水産物の世界的な需要の高まり、周辺水域における水産資源水準の低下などによる漁獲量の減少、水産物の消費流通構造の変化、漁業就業者数の減少・高齢化の進行、国際的な燃油価格の大幅な変動、漁業用資材価格の上昇といった状況にあり、その結果、水産業を支える漁村の活力の低下を招いている。一方、消費者は、水産食品の品質・安全性に対し高い関心を示すようになっているほか、水産物の世界的な需要の高まりを背景に、我が国の滋味豊かで安全な水産物が世界において高い評価を受けている。

また、先の東日本大震災による地震・津波により被害を受けた漁港・漁場・漁村は、現在、復旧・復興の途上にある一方、南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模地震が依然として高い確率で発生することが予測されており、加えて、気候変動による台風・低気圧災害の激甚化や漁港施設の老朽化の加速などの災害リスクの増大が懸念されている。

これらの諸情勢に鑑み、東日本大震災の復旧・復興対策を着実に進め、完了させるほか、今後発生が予測される大規模な地震・津波や激甚化する台風・低気圧災害に備えて災害に強く安全な地域づくりを進めるとともに、漁港と漁場を一体的に整備する漁港漁場整備事業については、安全で効率的な水産物の安定供給と水産業の競争力の強化を図りつつ、我が国周辺水域における水産資源の生産力の向上に向けた取組及び環境の保全・創造を基軸に推進することとし、水産資源の適切な保全・管理と持続的な利用を基本とする政策と相まって、その着実な実施を通じて水産業を取り巻く諸課題に対応していく必要がある。

また、漁村は、漁業就業者などの生活の場としてのみならず、漁港と一体となって消費者に新鮮で安全な水産物を安定的に提供する拠点として重要な役割を果たしており、水産業を核として地域資源を活用した訪日外国人を含む旅行者の受入れなど新たな産業活動に取り組む場としても期待されている。漁村において、自然環境との調和に配慮し、地域の特性を活かしつつ、安全・安心で快適な漁村の形成が図られるよう総合的な振興を図る方向で漁港漁場整備事業を推進することとし、さらには、水産業及び漁村の有する水産物の供給の機能以外の多面にわたる機能が発揮されるよう推進する必要がある。

このような基本認識の下、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第６条の２に基づき、ここに漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針を定めるものである。なお、この基本方針は、今後の経済・社会情勢の推移を勘案しつつ、必要に応じて見直しを行う。

Ⅰ．漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向

漁港漁場整備事業の実施に当たっては、公共事業だけでなく非公共事業など関連施策との連携の強化、重点課題を絞り込むことによる集中的な整備の推進、既存ストックの有効活用、コスト縮減に留意するとともに、ＩＣＴの活用による漁港施設や漁場の管理の高度化を推進しつつ、以下の重点課題について早期かつ確実に事業の効果が発揮されるよう努めていくこととする。

１．水産業の競争力強化と輸出促進

水産物は、国民に対する良質なたんぱく質の供給源であるとともに、優れた栄養特性を有しており、国民の健康志向を背景に健全な食生活において重要な地位を占めている。水産食品の品質の高度化及び安全性の向上といった消費者ニーズに応え、多様性のある水産食品を安定的に提供